

第43回 河川保全利用委員会(琵琶湖河川事務所)審議の内容

■ (仮称)野洲川中洲地区河川公園(概要) ■

| | |
|-------|----------------------------|
| 占 用 者 | 守山市 |
| 場 所 | 守山市幸津川町地先(野洲川左岸) |
| 目 的 | 公園(親水) |
| 面 積 | 約2.25ha |
| 施 設 | 自然環境保全・創出広場、自然体験交流広場、緑陰の広場 |

■ 申請説明書に対する質疑における主な意見 ■

| 区 分 | 各委員からの主な意見 |
|-------------------------|--|
| A(基本理念と基本方針の検証) | ・自然環境の保全と創出について理念の整理が必要。 |
| B(占用施設の計画と設置理由の検証) | ・砂州の形・高さは変化するので、それに気を配った管理が必要。 ・流路が変わっても親しむという目的は達せられるという考え方をしておくほうが良い。 |
| C(占用施設の利用計画と利用者等からの検証) | ・複数のイベントが同日、同箇所で使用したい場合等の利用者視点の共同利用のあり方を考えておく必要がある。 ・安全対策はホームページの周知だけでなく、現場での体験や人が大事。 |
| D(環境・治水・利水を考慮した占用施設の検証) | ・草刈りを含めた維持管理の頻度が、適正になされるのかと思っている。 |

今後の委員会開催予定

● 第44回河川保全利用委員会
日時：平成26年9月29日(月) 9時30分～
場所：ウイングプラザ4階 栗東市商工会 研修室E

■ 主な審議内容
「(仮称)野洲川中洲地区河川公園」に係る審議
※審議内容は進行の都合上、変更となる場合があります。

河川保全利用委員会(琵琶湖河川事務所)
委員会ニュース
第43号 2014年9月発行

【編集・発行】河川保全利用委員会(琵琶湖河川事務所)
【連絡先】国土交通省 近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所 占用調整課
〒520-2279 滋賀県大津市黒津 4-5-1
TEL:077-546-0904(直通) FAX:077-546-6840
ホームページ●http://www.biwakokasen.go.jp/kasen-hozen/
E-mail●info@biwakokasen.go.jp

「河川保全利用委員会」とは、公園など河川敷を占用する施設の新設・更新の許可にあたって、河川環境の保全・再生を重視する観点から、個々の案件毎に学識経験者等の意見を聴いて判断するために設置されたものです。

第43回 河川保全利用委員会(琵琶湖河川事務所)の開催報告

平成26年8月28日(木)に「第43回河川保全利用委員会(琵琶湖河川事務所)」を開催しました。

委員会に先立ち、今回から審議対象となる(仮称)野洲川中洲地区河川公園の現地調査を行いました。

引き続き委員会において、野洲川ふれあい広場の審査表と意見書が確定されました。また、中洲地区河川公園について、申請者の守山市から占用許可申請説明書の説明、河川管理者から審査表の説明を行い、各委員から質疑、意見が出されました。

次回第44回委員会においては、引き続き中洲地区河川公園の審議を行うこととなりました。

- 日 時：平成26年8月28日(木) 10時15分～12時05分
- 場 所：ウイングプラザ 4階 栗東市商工会 研修室E
- 参 加 者：委員6名、河川管理者3名、事務局2名、守山市3名、傍聴者3名

(仮称)野洲川中洲地区河川公園予定地の現地調査



第43回委員会審議(守山市からの説明)



議事次第

1. 開会
2. 河川管理者から挨拶
3. 議事
 - 1) 野洲川ふれあい広場の更新申請に係る審議の報告
 - (1) 第42回委員会活動の整理事項
 - (2) 野洲川ふれあい広場の審査表の審議
 - (3) 野洲川ふれあい広場の意見書(案)について
 - 2) (仮称)野洲川中洲地区河川公園に係る審議
 - (1) (仮称)野洲川中洲地区河川公園の占用許可申請説明書の説明
 - (2) 占用許可申請説明書に対する質疑
 - (3) (仮称)野洲川中洲地区河川公園の審査表の説明
 - (4) 審査表に対する質疑
 - (5) その他
4. その他
5. 一般傍聴者からの意見聴取
6. 閉会

配付資料

- ・ 議事次第
- ・ 資料-1 第42回河川保全利用委員会 議事骨子整理表
- ・ 資料-2 第42回河川保全利用委員会 審議事項の整理表
- ・ 資料-3 野洲川ふれあい広場 審査表
- ・ 資料-4 野洲川ふれあい広場 意見書(案)
- ・ 資料-4-1 野洲川ふれあい広場 意見書(参考)
- ・ 資料-5 (仮称)野洲川中洲地区河川公園審査表
- ・ 占用許可申請説明書
- ・ 参考資料-1 占用施設の変更について(報告)


第五期河川保全利用委員会委員

市木敦之 (委員長)
竹林洋史 (副委員長)
中井克樹
村上修一
七里啓史
桐生のぞみ
松村順子

立命館大学 理工学部 教授
京都大学防災研究所 准教授
琵琶湖博物館 専門学芸員
滋賀県立大学 環境科学部 教授
滋賀県 土木交通部流域政策局 河川・河港室 室長補佐
一般公募
一般公募

平成26年 9月 1日

国土交通省 近畿地方整備局
琵琶湖河川事務所長 塚原 隆夫 様

河川保全利用委員会
(琵琶湖河川事務所)
委員長 市木 敦之 

占用許可申請に対する意見書

(野洲市・守山市 野洲川ふれあい広場)

平成26年7月22日付け国近整琵琶占調第3号にて意見照会
のありました以下の占用許可申請について、下記のとおり答申
いたします。

占用許可申請の概要

| | |
|---------|--|
| 名 称 | 野洲川ふれあい広場 |
| 場 所 | 守山市小島町字橋本地先から野洲市野洲字坂田地先まで (左岸 6.8k+50m~8.4k+50m 付近) |
| 主 な 施 設 | せせらぎ広場、ホタル広場、イベント広場、自由広場、多目 的広場、健康広場 |
| 申 請 者 | 野洲市・守山市 |
| 占 用 面 積 | 57,461.66㎡ |

記

1. 委員会としての判断・要望

「野洲川ふれあい広場」は、野洲川改修工事で整備された高水敷において「野洲川河川環境管理基本計画」に基づき、平成6年10月に、野洲市と守山市が共同で国から占用許可を受けて整備したものであり、主な施設としては、せせらぎ広場(せせらぎ水路)、ホタル広場(ホタル水路)、イベント広場、自由広場がある。

当委員会は、河川敷利用の基本理念及び基本方針に則り審査を行った結果、次のように判断した。

動植物の生息・生育環境の連続性を分断する可能性が想定されるが、河川の自然環境に与える影響は大きくないと推測され、継続使用により新たに深刻な影響は生じないと予測される。

また、河川とのふれあいの場として相当数の利用者がおり、イベント等による利用者交流も図られており、当委員会が望ましい利用形態として掲げている「自然散策等健康増進のための親水空間としての利用」にほぼ合致する利用がなされている。従って、これらの施設はおおむね「川でなければできない利用、川に活かされた利用」に沿っていることから、以下の要望事項を附した上で、占用許可の更新は適当であると認める。

なお、要望事項については引き続き真摯に対応をいただきたい。

【占用許可の更新に関連する要望事項】

- ① 身体障害者用駐車スペースの確保に努められたい。
- ② 施設利用者の意見を広く積極的に聴取するとともに、その反映に努められたい。
- ③ 「せせらぎ水路」の維持管理方法について検討・改善されたい。また、野洲川の生態系にふれあえる形態についても今後検討されたい。
- ④ 「ホタル広場」におけるホタルの生育管理方法について検討・改善されたい。
- ⑤ 動植物あるいは生態系に及ぼす影響については、「河川水辺の国勢調査」等既存の調査結果を参考にし、必要に応じて配慮するよう検討されたい。
- ⑥ 施設利用者が地域の歴史や文化等への理解を深められるように配慮されたい。
- ⑦ 園路の舗装について、景観や自然に配慮した構造への改修を検討されたい。
- ⑧ 施設利用者の安全確保について、さらなる配慮をされたい。
- ⑨ 高木植樹について、植え替え等の機会がある場合には在来植生に配慮されたい。

2. 検討の経緯

平成26年 7月22日

平成26年 7月22日

意見照会書の受理

第42回委員会

・施設の現地調査

・河川管理者による占用許可申請説明書の説明

・委員による占用許可施設の審議

・委員による意見書(案)の審議

3. これまでに提出した意見書

平成21年10月23日付け意見書

以上